

IEEJ NEWSLETTER

No.14

2004.11.9 発行

(月 1 回発行)

財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 十市 勉

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ 10F

TEL: 03-5547-0212 FAX: 03-5547-0223

目次

- 1 . ロシアの京都議定書批准と日本
- 2 . 中国ウォッチング 中国側から見た東シナ海の天然ガス開発
中口のエネルギー外交をどう見るか
- 3 . 丹波レポート : 注目される国際情勢の動向
- 4 . 海外出張ハイライト
- 5 . 審議会ハイライト

1 . ロシアの京都議定書批准と日本 : 備えなければ憂いあり

11 月 5 日、ロシアのプーチン大統領は、連邦上院が採択した京都議定書の批准法案に署名し、ロシアは正式に京都議定書を批准した。今後、ロシアの批准が国連の条約事務局に寄託され、来年 2 月には京都議定書が発効することになる。

今回のロシアの批准決定は、WTO 参加を希望するロシアが、京都議定書の発効を早急に進めたい EU に対して、「批准」というカードを使った結果もたらされたものである。ロシアは、京都議定書の批准を「自国の経済発展に寄与する」戦略として明確に位置づけ、まずは WTO 交渉での EU の合意という具体的な成果を得た。今後は、「京都メカニズム」を活用した経済余剰を最大化すべく、日本をはじめとするクレジ

ット購入国に対する働きかけを強めることになる。とりあえずは、ロシア国内における JI (共同実施) プロジェクトの事業化を進め、自国におけるエネルギーインフラの改善を図ろうとするだろう。

一方、京都議定書が来年早々にも発効することで、今後の焦点は、将来枠組みのあり方に移ることになる。来年の G8 議長国である英国のブレア首相は、会議において地球温暖化問題を主要議題の一つとすることを宣言するとともに、2 月には気候変動の科学に関する国際会議を開催することを決定している。京都議定書が発効しても、大統領選挙に勝利したブッシュ大統領が現行議定書への復帰を考える可能性は低い。そのため、それらの会議では 2012 年以降の取り組みをどう考えるかが焦点になるだろう。EU は、既存の枠組みを基本に更に目標を強化することを指向しているとみられる。一方で米国は、現状とは異なり、技術進歩を促すことを中心とした枠組みを目指している。そのため日本は、こうした両陣営の異なった考え方の中で、京都議定書での問題点を踏まえた明確な戦略を持ちつつ、来年の G8 で世界に向けた発信を行うなどして、議論に積極的に参加していく必要がある。

国内に目を転ずると、京都議定書の発効に伴って 2002 年に改正された地球温暖化対策推進法が施行される。地球温暖化対策推進大綱は、同法の下で「京都議定書目標達成計画」と名を変え、より具体的な政策課題の検討が求められることになる。すでに追加的な国内対策の検討は、温暖化対策税制の導入可否や各部門ごとにいかなる対策を講じるかといった具体化に向けた段階にある。しかし、そこでの議論内容は、国内対策を巡る対立的な構図ばかりがクローズアップされ、日本が京都議定書目標をどういった戦略で達成するかという基本的な方向性の議論が霞みがちである。

京都議定書の目標達成を目指すにあたっては、できるだけ経済的影響を軽微に抑え、持続的に温暖化対策に取り組めるような戦略を基本に置くべきである。議定書では、そういった持続性を維持するために京都メカニズムというオプションを創設したのであり、特に日本のような国内対策コストが高い国は、京都メカニズムの活用を最大限に考えるべきである。しかし、CDM の事業環境は追加性等の制約によって必ずしも順調ではなく、JI 事業も、具体的な評価方法・評価の進め方の検討はこれからである。ロシアが自国の経済的利益を最大化するため、JI 事業に対して何らかの制約をもたせる可能性も否定できず、京都メカニズムの活用環境は決して楽観的なもので

はない。国内対策として排出量取引の是非を考える上でも、京都メカニズムの円滑な活用は必須である。そのため、国内対策の議論では、将来的な京都メカニズムの活用を確実にするため、CDM 事業の円滑な開発をもたらすホスト国との MOU (覚え書き) も含めた関係強化、事業開拓や資金面での支援措置の拡大、そして事業者が獲得したクレジットの政府調達方法も視野に入れた検討を行う必要がある。

将来枠組みを考える上でも、京都メカニズムは重要である。そもそも排出量取引制度は米国の提案によるものであり、米国の枠組み参加には欠かせない要件である。また、CDM 事業がなかなか進まないようでは、今後排出量の増加が見込まれるため具体的な取り組みが求められる中国やインド、そしてその他の途上国が、自国内で積極的に削減行動に取り組むような枠組みへの参加は期待できない。加えて、第 1 約束期間に CDM 等の事業を行う事業者にとって、将来枠組みでも今の取り組みが無駄にならないという確信が持てる必要がある。

将来枠組みの検討では既存の目標設定にこだわらず、炭素固定化や効率的な技術導入の促進等に主眼をおいたものなど、様々なコミットメントのオプションを視野に入れて検討し、より広い参加を実現するよう努力すべきである。その意味でも、短期的のみならず長期的なフレームワークの中で京都メカニズムが有効に活用できるような枠組みの検討も重要な要素の一つであり、日本はそれを国際的に訴えかけていくべきである。

今回のロシアの批准を巡る動きや京都議定書の発効は、地球温暖化問題に対する日本の短期的、長期的戦略の検討と実行を強く求めるものである。その際、京都メカニズムを効率的に実施するには、事業者の役割が重要である。国内対策を巡って対立的な面もある政府と事業者は、京都メカニズムを十分に機能させるため、相互に必要とされる課題解決に向けて協力しながら検討を進めることが肝要である。少なくとも、2012 年近くになってロシアから高い排出権を購入しなければならない状況になる、もしくは将来枠組みで再び日本のみが高い費用負担を求められるようになる、といった状況は避けなければならない。こうした可能性を回避する戦略の構築、そして温暖化対策が世界的規模で推進されるような枠組みの検討を、早期に行うべき時期にきている。

(環境・省エネグループ マネージャー 工藤 拓毅)

2 . 中国ウォッチング

中国側から見た東シナ海の天然ガス開発

中国は、東シナ海の石油・天然ガスの探査・開発を強力に推進している。これまで実施した二次元地震探査の面積は約 20 万 km²、三次元地震探査面積は 4 千 km²、試探掘井の数は 62 本である。中国側の予測では、東シナ海の天然ガスの原始埋蔵量は 3 兆 m³、石油は 1250 万トンと見ている。2000 年の平湖油・ガス田の年間石油生産量は 53 万トン、天然ガス生産量は 2.9 億 m³ である。中国情報によると、現在開発中の春曉ガス田の可採埋蔵量は天然ガス 207 億 m³ である。

03 年 8 月、中国海洋石油 (CNOOC)、中国石油化工 (SINOPEC)、R.D./シェル、ユノカルは、東シナ海の春曉と宝雲亭などの石油・ガス田の共同開発協定を調印した。春曉ガス田の開発投資額は 90 億元 (約 1260 億円)、計画では 05 年後半から生産を開始し、2 年後に生産能力が 25 億 m³/年になると見込まれている。また、春曉に隣接する麗水ガス田 (可採埋蔵量は 126 億 m³) の開発も計画されている。

しかし今年 9 月、東シナ海の油・ガス田開発プロジェクトから、欧米メジャー 2 社が撤退を決めた。報道によれば、日本政府は米国政府などを通じて「国連海洋法条約上開発区域の権利関係が確定していない」ことを説明し、投資リスクがあることを間接的に両社に伝えた。両社は契約の際に、中国側に各 1000 万米ドルを支払ったとされるが、東シナ海をめぐる日中間の摩擦が今後も尾を引くと予想されることから「今後のリスクも総合的に考え、撤退がプラスと判断した」と見られる。中国海洋石油は、外資の撤退が油・ガス田開発計画に与える影響はなく、資金調達も中国側で対応できると説明している。

また今年 7 月、中国石油 (PetroChina) は、国土資源省から南シナ海での海底油田、天然ガス田の探鉱開発権を認可された。これまで同社は陸上油田の開発に特化していたが、最近の会見で陳耕董事長は「既に詳細な事業計画を政府に提出し、批准を待っている」と強い意欲を示し、対象海域が南沙諸島のある南シナ海南部であることを明言した。中国が同地域での具体的な資源開発計画を示すのは初めてだ。同時に、中国石油化工 (Sinopec) は、東シナ海などの探鉱開発権を中国政府から獲得した。しか

し、南シナ海や東シナ海はいずれも領有権などの問題を抱えており、開発が本格化すれば周辺国との対立が表面化するの**は必至である。**

中口のエネルギー外交をどう見るか

中国を公式訪問したブーチン大統領は、10月14日、胡錦濤国家主席と会談し、中国への石油、天然ガスの輸出拡大や、一部未解決の国境画定を盛り込んだ共同宣言などに調印、資源を軸に戦略的パートナーシップを強化することで合意した。焦点の東シベリア石油パイプライン問題では、同大統領は、訪中前の中国メディアとの会見で、「そのルートは、国益の観点から検討すべきだ」と語り、ロシア極東の地域開発に活用すべきことを強調し、日本が求めてきた太平洋ルートの優先着工に傾いていることを示唆した。共同声明でも、中国向けには将来、支線で供給する含みを残し、石油の鉄道輸送や天然ガスの優先供給などを事実上の見返りとして約束したようだ。さらに、中国石油 (PetroChina) とロシアのガスプロムは「戦略的パートナーシップの構築」に関する文書に調印した。

今回の訪中には3つのポイントがある。まず、ロシアは中口石油パイプラインの大慶ルートを明確に拒否し、その代わりに鉄道輸送により今年の650万トンから06年には1500万トンに拡大することを保証した。次に、中口韓ガスパイプラインに関しては、まだ調印がなされていない。その背景としては、供給源である東シベリアのコビクタ鉱区の権益をBPが保有する中で、ガスプロムは「TNK-BPと組む意思がない」と言明しており、開発が進んでいないという事情がある。ガスプロムは、サハリンのガスをアジア向けに輸出し、コビクタガスはとりあえず東シベリア地域へ供給したいと考えている。

一方ガスプロムは、サハリン油・ガス田開発権益の35~40%を持っているロシア唯一の国営石油企業ロスネフチを吸収合併するとした政府案を了承した。今般の中国石油とガスプロムの戦略的パートナーシップの確立により、サハリンでの石油・ガス田の探鉱開発が加速化され、将来は中国向けに天然ガスを輸出する道も開かれるだろう。

(プロジェクト・ユニット調査第2グループマネージャー 張 継偉)

3 . 丹波レポート : 注目される国際情勢の動向

(ロシア)

ロシアのプーチン大統領は 10 月中旬に訪中し、胡錦濤国家主席との会談により、中露間の国境問題に最終的な終止符を打つなど、訪中は一応成功したものと評価される。これまでの中露問題は、ロシアからみれば米国の単独行動主義への牽制、ロシアにとって最大の武器輸出マーケットであるという 2 点が大きな意味をもっていた。しかし最近では、中国の経済発展を背景に、中国へのエネルギー輸出や中露貿易の拡大など経済的な要素が加わった。今回の首脳会談を通じて、今年の貿易額は 200 億ドルを目指し、数年後には 600 億ドルを目指すことが合意された模様である。採択された行動計画は、2008 年までの経済、エネルギー分野での協力を唱っているが、一部欧米の報道では、多くの重要なエネルギー問題は解決されなかったとしている。現在の中露関係は基本的には安定しており、今般のプーチン訪中も一応成功裏に行われたと評価されているが、同時にロシアの対中脅威感、恐怖感には相当根深いものがあり、今後中露関係が一直線に拡大発展して行くと考えにくい。

ロシア法務省は、10 月 12 日、追徴課税を支払わなかったとして差し押えている石油大手ユコス社の中核子会社ユガンスクネフチェガスを、104 億ドルで売却すると発表した。この資産評価は、150-170 億ドルとした欧米投資会社の査定額を大幅に下回るものである。この子会社は、ユコスの石油生産の 6 割以上に当たる石油を生産しており、他の企業に売却されることになれば、ユコスは倒産するとみられている。これは、ユコスの倒産は望まないとするプーチン大統領の発言にもかかわらず、クレムリンは、あからさまな形ではないにしても、ロシアの石油産業を国家の影響下におくことを指向しており、ユコスの解体もこの中で起っているといえる。

(ミャンマー)

ミャンマー軍事政権は、10 月 19 日、キン・ニユン首相が「健康上の理由で退任し」後任にソー・ウィン第 1 書記が就任したと発表した。同首相は、民主化運動指導者アウン・サン・スー・チー女史にも一定の理解を示す穏健派で、段階的に民主化を進める「民政移管計画」(ロードマップ)を発表し、議会にあたる国民会議の再開や新憲法の起草などを進めつつあった。今般の政変の背景には「闇経済」の利権争いの側面もあるとの観測もあるが、後任のソー・ウィン第 1 書記が強硬派とみられている最高

実力者タン・シュエ国家平和発展評議会議長の最側近であること、9月中旬に穏健派とみられていたウィン・アウン外相が更迭されていたこと等から、ミャンマーの民主化問題をめぐる路線対立が背景にあるものとみられる。

今般の政変に対しては、ミャンマー民主化問題の後退に連なるものとしてアナン国連事務総長、米國務省、周辺 ASEAN 諸国が懸念を表明している。特に ASEAN 諸国は、欧州等国際社会一般との関係で、ミャンマーをはれものに触れるように扱って来ており、自宅軟禁中のスー・チー女史の軟禁がさらに長期化するなど民主化問題で一層の後退がみられる場合には、ミャンマーは ASEAN 諸国との関係すら複雑化し、国際社会の中で一層の孤立化の路を歩むことになる。

邦字紙の一部は、中国にとってミャンマーはインド洋への進出という国家戦略上要衝の地であり、ミャンマーの孤立化と中国の同国への影響力の拡大は地域の不安定要素となるとの見方をしているが、同感である。欧米諸国がミャンマーに対して厳しい対応(経済制裁など)をとっている間、中国が着々とミャンマーとの関係を伸ばして来たというのが過去 10 年位の歴史である。

(台湾)

陳水扁総統は 10 月 10 日、台北で行われた双十節の式典で演説し、「海峡兩岸関係は、必ずしもゼロサム・ゲームではなく、双方にとってウィン・ウィン状況でなければ勝者はいないであろう。海峡の向岸の第 4 世代の指導者は、この点を十分理解できるはずである」と対話を呼びかけた。最近、中国の胡錦濤国家主席が軍を含め中国の全権を握り、「革命第 4 世代」が指導する時代に入ったことも念頭に置いた呼びかけである。これに対して、中国側は「陳水扁の雪どけについての提案はインチキであり、彼の台湾独立の追求こそが本物である。陳演説はあからさまな、厚かましい台湾独立の表明である。一つの中国の原則に立ってのみ、政治的論争を脇におくことができる」と述べ、陳政権との対話を拒否した。現在の陳総統は、中台は「それぞれ別の国」と主張し、今般の演説でも「中華民国の主権は 2300 万人の台湾人にある。中華民国は台湾であり、台湾は中華民国である」と宣言している。これに対して中国側が「強い不信感を抱き、嫌悪しており、軽蔑すらしている」(NYT 紙)状況にあり、当面中台関係が政治面で緊張関係を強めることはあっても、緊張緩和の方向に動いて行くとは考えられない。

(顧問・前ロシア大使 丹波 實)

4 . 海外出張ハイライト - 第 5 回 JODI 国際会議の報告

インドネシアのバリ島において、10月5日から7日まで第5回 JODI 国際会議が開催され、6 国際機関をはじめ世界中からエネルギー政策及び石油統計の担当者約 80 名が参集し、透明性のある石油統計の整備について議論した。JODI とは、Joint Oil Data Initiative の略称であり、第 7 回リヤド IEF (国際エネルギーフォーラム、2000 年 11 月開催) の参加大臣メッセージに基づき、APEC、EUROSTAT、IEA、OLADE、OPEC、UNSD の 6 国際機関が共同で世界の月次石油需給データを整備する活動のことである。エネ研は、APEC 地域の石油生産、消費、在庫データ取りまとめの実施主体として参加している。JODI の目標は、1ヶ月前の石油需給データを整備することであり、一部の先進国にとっても挑戦的な試みである。

開催国であるインドネシアの鉱物・エネルギー省プルノモ大臣は、原油価格が高騰している現在、世界中の専門家が透明性の高い石油統計の整備について議論することはタイムリーなことであり、石油市場の安定に速やかに貢献することを望むと述べた。本会議のテーマは、" Towards the Release of the JODI World Database " であり、6 機関が収集した石油データを一つにまとめた世界の石油需給データベースを公開するかどうかを議論することにあつた。現時点でこのデータベースにアクセスできるのは、JODI に参加している国 (政府) の JODI 担当者限定されている。

出席者の意見を総括すると、JODI 世界データベースの完全性、適時性には改善の余地があり、透明性の低いデータを提出している国のさらなる努力を望むというものが大勢を占めた。これに対し、中国やインドから、現在秘密となっている在庫データを来年から提出できるよう努力中との発言もあり、大幅な改善が期待される。その後のパネル討論会では、評価グループによるデータの質の保証、データ定義の標準化の推進、6 機関によるデータ入力の人材育成の実施などを通じて、遅くとも来年末には JODI 世界データベースを公開することが合意された。サウジアラビアに設立された IEF 事務局が 6 機関のリード役を期待されたが、前向きに検討するが、財政的・人材的な問題からすぐには引き受けられないという否定的な見解が示され、IEF 事務局の強化が今後の課題として認識された。

(研究理事・計量分析ユニット担当補佐 木村 繁)

5 . 審議会ハイライト

第 25 回 産業構造審議会・環境部会 地球環境小委員会 (11 月 4 日)

将来枠組み検討専門委員会の中間取りまとめ案「気候変動に関する将来の持続可能な枠組みについて」の報告後、事務局より京都議定書の約束達成に向けた道筋についての説明がなされ、省エネルギー法の抜本的改正を含む省エネルギー対策の抜本強化 代替フロンなど他の温室効果ガスの追加削減 京都メカニズムの本格活用を 3 つの柱に増税なき削減約束達成に取り組む方針が示された。また本年中に、日本企業による排出権購入を目的とする「日本温暖化ガス削減基金」(目標規模 : 1 億ドル) を、国際協力銀行、日本政策投資銀行、民間企業の出資により設立する構想も示された。

(内藤理事長発言要旨)

日本が環境対策に懸命に取り組んでいるのはわかるが、その動きがバラバラであり、世界に対して、日本が積極的に取り組んでいるというプレゼンテーションになっていない。日本は、来年の英国での G 8 サミットやポスト京都の議論において集中して発信を行う必要があり、それが日本国民の理解にもつながる。

第二約束期間におけるルール作りにおいては、環境という範囲にとどまることなく、CSR の位置付けや会計システムの適用を考えたり、あるいは ISO や WTO など他の国際的メカニズムに概念を拡大することにより、インパクトを与えることができる。

第 8 回 産構審環境部会・地球環境小委「将来枠組み検討専門委」(10 月 15 日)

これまでの議論を踏まえた、中間とりまとめ案についての議論が大部分を占めた。その内容は、京都議定書の長所・短所を踏まえた上で、京都議定書に比べて目標設定の柔軟性が高く、多くの国の参加を促し、経済発展を阻害しないこと、に重きが置かれたものであった。しかし何人かの委員から、排出削減量や二酸化炭素の大気中濃度などの数値目標が全くないとの指摘があった。また、中間とりまとめ案に記載された CDM 制度の変更について、将来枠組みの問題として捉えるのではなく、第一約束期間で変更すべき事項であるという意見もあった。本案は、その他部分も含めて、多少の修正をした上でパブリックコメントにかけられる予定である。

第 6 回 中環審・地球環境部会「気候変動に関する国際戦略専門委」(10 月 26 日)

最初に、次期枠組みのコミットメント案について報告が行われ、**排出削減量(もしくは排出原単位)の具体的な数値目標の設定が重要であることが強調された。**また、**コミットメントの対象は、排出削減量等の数値だけではなく行動などもありえる、**との意見もあった。気候変動に対する適応策についての議論では、温暖化による被害と温暖化以外による被害とを明確に区別することは難しく、既存の災害適応策とうまく連携させることが重要であるとされた。最後に中間とりまとめの骨子案について議論され、国内対策に目を向けたものであり、「**国際戦略**」に関する**専門委員会の方向性についても考えるべき**との委員長発言もあった。

第 11 回 原子力委員会 新計画策定会議 (11 月 1 日)

「核燃料サイクル政策の論点整理」として、前回の議論を踏まえた改定案が事務局より説明された。委員からは、基本的な考え方である**第一案(再処理路線ベース)**と**第二案(直接処分路線ベース)**について、**核燃料サイクルが無資源国の日本にとって技術によりエネルギーを生み出す手段であること、両案のコストの差による負担増は許容範囲にあると思われることや、直接処分コストの不確実性や政策変更コストを踏まえると経済性は決め手にならないこと等の観点から、第一案(再処理路線ベース)を支持する意見が大勢を占めた。**審議の結果、第一案について「用語の定義が不明確」、「表現が難解」との委員からの指摘を踏まえ、修正した上で次回会議(11月12日開催予定)に諮ることになった。